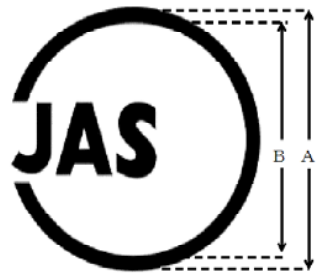


改正後	改正前
<p>製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 適用範囲 この表示の様式及び表示の方法は、<u>取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定に基づき行う製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</u></p> <p>2 格付の表示の様式</p> <p>2.1 造作用製材、下地用製材及び広葉樹製材 格付の表示の様式は<u>図1</u>とし、次の<u>a)</u>から<u>e)</u>のとおりとする。 (図略)</p> <p style="text-align: center;">図1 造作用製材、下地用製材及び広葉樹製材の格付の表示の様式</p> <p><u>a) Aは30mm以上とし、BはAの9/10としなければならない。</u> <u>b) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。</u> <u>c) 文字の高さは、Aの2/5以上としなければならない。</u> <u>d) 認証機関名は、略称を記載することができる。</u> <u>e) 等級、性能区分及び薬剤名は、JAS 1083-2、JAS 1083-5及びJAS 1083-6に規定する表示の方法により記載しなければならない。</u></p> <p>2.2 目視等級区分構造用製材 格付の表示の様式は<u>図2</u>とし、次の<u>a)</u>から<u>f)</u>のとおりとする。</p>	<p>製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>(新設)</p> <p>1 様式 (1) <u>造作用製材、下地用製材及び広葉樹製材</u> (新設)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">認 証 機 関 名 等 級 性 能 区 分 薬 剤 名</p> <p><u>ア Aは30mm以上とし、BはAの9/10とする。</u> <u>イ JASの文字の高さは、Aの3/10とする。</u> <u>ウ 文字の高さは、Aの2/5以上とする。</u> <u>エ 認証機関名は、略称を記載することができる。</u> <u>オ 等級、性能区分及び薬剤名は、製材の日本農林規格（平成19年8月29日農林水産省告示第1083号）に規定する表示の方法により記載する。</u></p> <p>(2) <u>目視等級区分構造用製材</u> (新設)</p>

(図略)

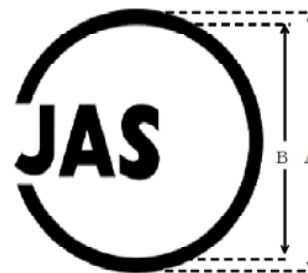
図2 目視等級区分構造用製材の格付の表示の様式

- a) Aは、30 mm以上とし、BはAの9/10としなければならない。
- b) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- c) 構造材の種類文字及び等級の記号の高さは、Aの2/5以上としなければならない。
- d) その他の文字の高さは、Aの1/5以上としなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- f) 構造材の種類、等級、性能区分及び薬剤名は、JAS 1083-4に規定する表示の方法により記載しなければならない。

2.3 機械等級区分構造用製材

格付の表示の様式は図3とし、次のa)からf)のとおりとする。

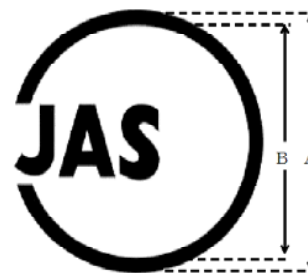
(図略)



認 証 機 関 名
構 造 材 の 種 類
等 級
性 能 区 分
薬 剤 名

- ア Aは、30mm以上とし、BはAの9/10とする。
- イ JASの文字の高さは、Aの3/10とする。
- ウ 構造材の種類文字及び等級の記号の高さは、Aの2/5以上とする。
- エ その他の文字の高さは、Aの1/5以上とする。
- オ 認証機関名は、略称を記載することができる。
- カ 構造材の種類、等級、性能区分及び薬剤名は、製材の日本農林規格に規定する表示の方法により記載する。

(3) 機械等級区分構造用製材 (新設)



認 証 機 関 名
等 級

図3－機械等級区分構造用製材の格付の表示の様式

- a) Aは、30mm以上とし、BはAの9/10としなければならない。
- b) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- c) 等級の文字の高さは、Aの2/5以上としなければならない。
- d) その他の文字の高さは、Aの1/5以上としなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- f) 等級、性能区分及び薬剤名は、JAS 1083-4に規定する表示の方法により記載しなければならない。

3 格付の表示の方法

格付の都度、各本、各枚又は各束ごとに、寸法、樹種及び製造業者又は販売業者を表すべき用語の表示がある材面に付さなければならない。

性能区分 薬剤名

- ア Aは、30mm以上とし、BはAの9/10とする。
- イ JASの文字の高さは、Aの3/10とする。
- ウ 等級の文字の高さは、Aの2/5以上とする。
- エ その他の文字の高さは、Aの1/5以上とする。
- オ 認証機関名は、略称を記載することができる。
- カ 等級、性能区分及び薬剤名は、製材の日本農林規格に規定する表示の方法により記載する。

2 表示の方法

格付の都度、各本、各枚又は各束ごとに、寸法、樹種及び製造業者又は販売業者を表すべき用語の表示がある材面に付するものとする。